

# 乳幼児期手話言語獲得ネットワークに関する規約

## (目的)

第1条 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例(以下「条例」という。)第3条の「聴覚障がい者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得(以下「乳幼児期手話言語獲得」という。)することのできる機会の確保」の推進及びその協力を図るため、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を運営する。

## (ネットワークの役割)

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、公益社団法人大阪聴力障害者協会が条例に基づき大阪府と協定を締結して実施する乳幼児期手話言語獲得に係る取組み(以下「事業」という。)の実施を通じて得られたノウハウ及び課題(事業に係る研究成果を含む。)の整理、共有及び普及を行う。

## (メンバー)

第3条 ネットワークのメンバーは、手話言語条例評価部会長のほか、聴覚障がいのある乳幼児の日常生活又は社会生活の支援を行う者並びに当該支援に係る学識経験のある者であって、別表に掲げるものとする。

2 前項のメンバーについて、次の各号のいずれも満たす者から新たにメンバーになろうとする旨の申し出があったときは、随時に追加することができる。

- 一 聴覚障がいのある乳幼児の日常生活又は社会生活の支援を行う者並びに当該支援に係る学識経験のある者であること。
- 二 ネットワークの趣旨及び目的を理解し、これらに賛同する者であること。
- 三 公序良俗に反する者でないと認められるものであること。

3 メンバーは、第1条の目的の達成及び事業の成功のために、相互に協力しなければならない。

## (事務局)

第4条 ネットワークの事務局は、大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループに置く。

## (その他)

第5条 その他、この規約に定めのない事項は、事務局がこれを定める。

## 附 則

この規約は、平成29年6月21日から施行する。